

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年9月

昭和52年9月に同じ社宅に住んでいた隣人と一緒にA市役所B出張所に出向き、自身の国民年金の住所変更手続きを行ったときに、B出張所の職員から年金額が増える付加年金の制度を聞いたので、付加年金に加入した。私の国民年金手帳にも「附加納付52年9月から」と記入されている。当該隣人と一緒に付加年金を含む国民年金保険料を納付した記憶が残っており、申立期間の当該保険料が未納になっているのは納得できないので、調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳により、申立人が昭和52年9月13日付けでA市へ住所変更したこと、及び「附加納付52年9月から」と記載されていることから付加年金に加入したこと等が確認できる。

しかしながら、A市によると、B出張所で国民年金の加入及び変更等に係る手続きは行えるものの、国民年金保険料の収納業務は行っておらず、市の公金を取り扱う指定金融機関の出張所も無いとしていることから申立人の主張と相違する。

また、申立期間当時、申立人及び隣人が同時期に国民年金保険料を納付したのであれば、申立人及び隣人の国民年金被保険者台帳の昭和52年度における納付印は同じであると考えられるところ、異なる納付印が確認できることから、申立人と隣人は納付方法が異なっていたことがうかがえる上、申立人の同台帳の同年度における納付事蹟に、当初、現年度の納付期限内に納付がなかった旨の記載が見られる。

さらに、申立人がA市に居住していた期間に現年度で国民年金保険料を納付していれば作成されたはずのA市の国民年金被保険者台帳が確認できない上、申立人は、A市役所B出張所において申立人と一緒に国民年金の手続きを行ったとする隣人への照会を望んでいないため、当該隣人に聴取することができないことから、申立期間

当時の国民年金の手続及び納付状況等について調査することができなかった。

加えて、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことや、ほかに申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から6年5月までの期間については、国民年金第3号被保険者に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から6年5月まで

申立期間について、平成23年に届出したことにより国民年金第3号被保険者期間となり年金を受給することとなったが、これは被扶養者の記録が削除されたからであり、当初から国民年金第3号被保険者であった。60歳に遡って年金が支給されるように消された記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金第3号被保険者届が提出されていたはずであるとしているが、平成23年10月25日に国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届書が提出されたことによって申立期間が昭和61年5月から63年2月までの期間と併せて国民年金第3号特例納付済期間となっており、同日以前において、申立期間に係る国民年金第3号被保険者記録は確認できない。

また、申立人は申立期間の健康保険被扶養者記録が削除されたため国民年金第3号被保険者でなくなったと主張しているが、申立人の夫の被保険者記録を調査したところ申立人が被扶養者となっていたことは確認できない上、申立期間当時、仮に事業所から健康保険被扶養者届が社会保険事務所（当時）に届出されたとしても、国民年金第3号被保険者届は被保険者自身が市町村役場に届出しなければならなかったところ、申立人は申立期間当時に当該届を自ら届け出た記憶は無く、申立人の夫も手続を行っていないとしている上、申立人の夫が勤務していた事業所の事務担当者も手続を行っていないとしている。

さらに、A市役所に照会を行ったが申立期間当時の届書等は保管していないとしているほか、申立期間当時において、申立期間の国民年金第3号被保

険者届が提出されたことを示す関連資料は確認できず、ほかに当該届出が提出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について国民年金第3号被保険者に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

A社に平成7年4月まで勤務した。未経験の仕事であったが3人の子供を育てながら必死の思いで働いていたので、記憶は正しいと思っている。この年の3月に病院で治療を受けた際に健康保険証を使用したので厚生年金保険に加入していたはずである。調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人のA社における離職年月日は平成7年2月28日であることが確認でき、これはオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録と符合する。

また、B病院が保管する記録により、申立人が平成7年3月9日の受診時に提示した健康保険被保険者証はA社における政府管掌健康保険の被保険者証であったことが確認できるものの、同年4月3日に申立人のA社に係る被保険者資格喪失処理（喪失日は平成7年3月1日）が行われていることがオンライン記録により確認できる上、C市保健医療課が保管している記録により、同年5月24日に申立人は同年3月1日から同市国民健康保険に加入する旨、届け出たことが確認でき、同年7月4日に申立期間に係る国民年金保険料を納付していることから、当時、申立人は申立期間について厚生年金保険及び政府管掌健康保険の被保険者資格を喪失していることを認識していたものと考えられる。

さらに、A社は平成19年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に解散したものと推認でき、申立期間当時の複数の取締役及び同僚に照会したが、申立人が申立期間に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除され

ていた旨の証言は得られず、当該事業所の事業の一部を継承したD社にも申立期間当時の資料が残されていないことから、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 19 日から 28 年 2 月 27 日まで
厚生年金保険被保険者記録では、昭和 28 年 6 月 13 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、そのような制度があったことは知らないし、一時金を受け取った記憶も無い。同僚には年金が支給されていることや、申立期間の前に勤務していた期間については年金を受給していることを考えると、とても納得できない。調査して脱退手当金を受給したという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金はA社における資格喪失日である昭和 28 年 2 月 27 日から約 4 か月後の同年 6 月 13 日に支給決定されているが、当時の受給要件として、女子が婚姻又は分娩のために資格喪失したときとされていたところ、同社において被保険者期間が 6 か月以上あり、29 年の厚生年金保険法改正前に退職した同僚のうち、脱退手当金の支給記録が無い複数の同僚は、「退職は転職等のためであり、結婚や出産のためではない。」と証言している一方、申立人は「結婚のため退職した。」と供述しているなど、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、38 年 5 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

年金相談の窓口で、20 歳前の厚生年金保険被保険者期間も年金給付に反映されると聞いた。中学校卒業後、申立期間①にA社で勤務し、申立期間②にB園及びC園の食堂などに勤務した。厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、当時の関係資料は既に廃棄済みで事務担当者も不明であり、申立人に係る入退社の記録及び保険料控除に関して不明であるとしている。

また、A社の同僚は、「3か月以上の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と回答しているところ、申立人は中学校卒業後の2か月間勤務したとしている。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は見られない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB園及びC園を運営していた事業所はいずれもD社の関連会社であることから、当該事業所に照会したところ、「当時、B園を経営していたのはE社で、C園を経営していた事業所は不明である。昭和42年に両園は当社の関連企業であるF社が運営することとなったが、平成16年に、B園は閉園となり、C園は運営していたF社が解散し、当社の別の関連会社に営業譲渡し存続している。当時の資料は廃棄済みであり、事務担当者も分からないため、申立人の勤務実態等は不明

である。」と回答があった。

また、E社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「園内の食堂や売店は常設ではなく、観光シーズンの催事に外部の業者が設けたもので、その店員はアルバイトとして採用していた。」と証言している上、申立人は面接のみで採用されたとしているところ、申立人と同時期に勤務し始めた厚生年金保険被保険者記録のある同僚は筆記試験及び面接があったとしており、その面接を受けたとする場所も異なっている。

さらに、園内の食堂及び売店を運営していた事業所の名称は不明であり、C園が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

加えて、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。